

放射線量の高い軒下の除染作業



大飯原発再稼働するな 意見書賛成多数で可決

能汚染対策

6月定例会のあらまし

平成24年第2回定例会は6月1日から20日まで開催し、平成24年度補正予算等、報告22件、諮問1件、議案39件が提案され、いずれも原案通り可決しました。
一般質問に18人が登壇し、市長及び教育委員長等の考えを質しました。そのうち6件は放射能汚染問題に係る内容でした。
議案審議においても、牧草地の除染問題など放射能汚染対策への質疑が多く、この問題の深刻さが浮き彫りになりました。
常任委員会に付託した請願4件は、1件が継続審査、残りの3件は採択とし、それぞれ意見書として関係機関に送付しました。
最終日に発議案として、「関西電力大飯原子力発電所3号機及び4号機の早期稼働に反対する意見書」を賛成多数で可決し、国の関係機関に送付しました。正に今議会は、「放射能汚染対策議会」となりました。

発議案第29号

関西電力大飯原子力発電所3号機及び4号機の早期の稼働に反対する意見書

賛成討論 今、全部原発が止まっているのは、国民の世論を反映したものであり、今般の事故によって原発が安全に運営で

きない、できるという保障がないということから、今の事態を招いている。16万人もの皆さんが今なお避難をし、そのうち多くが帰ることも出来ないという状況にあり、安全対策について、今度の原発事故の原因究明も全く

されておらず、避難計画の見直しもされていない。再稼働する状況にはないものと思いい、発議案に賛成する。

反対討論

大飯原発の再稼働については、地元自治体の了解がまず大前提ということ議論がされてきたと認識している。一定の安全基準等も説明がなされ、今回の容認という形になり、立地自治体そして消費地といわれる関西広域の各府県も再稼働については拙速であるという議論もある中で、電力不足や経済状態等を勘案して、容認という苦渋の選択をされたものである。地元自治体の判断を最大限に尊重するべきだということから、意見書を提出することに反対する。

関西電力大飯原子力発電所3号機及び4号機の早期の稼働に反対する意見書

政府は、関西電力大飯原子力発電所3号機及び4号機について、今夏、電力不足の可能性があることを強調し、早期稼働の姿勢を明らかにしています。

しかし、事故の収束が見えない東京電力福島第一原子力発電所の重大事故は、この間や電力会社がつくってきた原子力発電の安全神話を根底から覆すものです。また一度事故が発生すれば広範な地域に放射能汚染被害をもたらす、住民の生命はもちろん、平和な家庭生活も地域社会も崩壊させることは、今回の事故の大きな教訓です。このことは奥州市においても、子どもたちの健康被害の心配や相続く農産物の出荷制限、出荷自粛及び風評被害などからも明らかです。

今回の大飯原子力発電所の再稼働に際しては、従来のストレステストのルールに追加する形で短期間に安全基準が策定され、この基準によって安全性を確認されたとされております。

今回の新たな安全基準は、本来は原子力安全委員会の審議を経て決定すべきものでありますが、政治判断の名のもとに、専門的知識も持ち合わせていない4大臣の会合で決定されたものであり、何の法的根拠も有していないといわざるを得ません。そして何よりも、福島第一原子力発電所事故の検証が十分できていない状況で、このような重要な基準が審議の状況で国民に公開することなく策定されたことに対し、大きな疑問を抱くものであります。

よって、このような関西電力大飯発電所3号機及び4号機の早期稼働に反対するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成24年6月20日

岩手県奥州市議会

採決結果はP14に掲載